省　　令

○総務省令第十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十六条の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月十九日

総務大臣　新藤　義孝

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二の二第一項第九号中「（携帯電話端末及びＰＨＳ端末を除く。）」を削り、「限る。）」の下に「又は電気通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）」を加え、「前号」を「第二号、第三号及び前号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第十六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月十九日

総務大臣　新藤　義孝

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第十四号中「（携帯電話及びＰＨＳ端末を除く。）」を削り、「限る。）」の下に「又は電気通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）」を加え、「前号」を「第五号及び第十一号から前号まで」に改める。

第二条第一項の表中

公衆無線ＬＡＮアクセスサービス	基地局を設置して公衆無線ＬＡＮアクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十四

を

公衆無線ＬＡＮアクセスサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一　公衆無線ＬＡＮアクセスサービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末における公衆無線ＬＡＮアクセスサービスの契約数が三万以上であるもの 二　公衆無線ＬＡＮアクセスサービスを提供する電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続により自ら設置した基地局（公衆無線ＬＡＮアクセスサービスに係るものに限る。）を提供する電気通信事業者	様式第十四

に

改める。

様式第十四を次のように改める。

様式第14（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告

契約数、基地局数

年　　月　　日現在

サービスの種類　公衆無線ＬＡＮアクセスサービス

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

契　約　数	
基　地　局　数	
参　考　事　項	

注１　契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含めないものとする。

２　基地局数には、自ら設置した公衆無線ＬＡＮアクセスサービスに係る基地局数を記載すること。

３　他の電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続により自ら設置した基地局を提供している場合は、「参考事項」の欄に電気通信事業者の別ごとに提供している基地局数を記載すること。

４　他の電気通信事業者から、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続により基地局の提供を受けている場合は、「参考事項」の欄に電気通信事業者の別ごとに提供を受けている基地局数を記載すること。

５　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

６　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則の規定は、報告期限が平成二十六年四月一日以降である報告から適用する。